
令和7年 第4回（定例）うきは市議会会議録（第4日）

令和7年9月10日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和7年9月10日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 澄陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 岡村 順子君 記録係長 上村 貴志君

記録係 中嶌二佐予君

説明のため出席した者の職氏名

市長 権藤 英樹君 副市長 吉村 祥一君

教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穂君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		柳原由美子君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

日程第1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第68号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） おはようございます。うきはブランド推進課の柳原です。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第68号辺地に係る総合整備計画の変更について。

辺地に係る総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

辺地とは、交通や自然条件等に恵まれない地域のうち、政令で定める基準に該当する地域とさ

れ、うきは市におきましては、姫治地区の妹川、新川、田籠、小塩が該当します。

計画書の策定や変更をする場合は市議会の議決が必要であり、今回計画を変更することから、議会の承認を求めるものでございます。

辺地総合整備計画書のほうをお願いいたします。変更部分についての説明を申し上げます。

辺地総合整備計画書の2ページをお願いいたします。

新川辺地になります。赤文字で記載をしております。今回新たに2か所の追加をしております。1つ目が、内ヶ原上地区簡易給水施設の修繕工事、2つ目が分田地区簡易給水施設の修繕工事になります。

次に、5ページは、事業を行う場所を示した地図になります。

6ページと7ページは、変更箇所の変更理由と工事の概要になります。うきは市の山間地域には、市の指定管理の簡易給水施設が27施設ございます。簡易給水施設は地区住民の水道施設として長年地元住民の生活用水として利用されております。このうち、内ヶ原上地区、分田地区の2か所の簡易給水施設は、水を上げるための揚水水中ポンプが老朽化しておりますので取替えの時期にあります。

本工事は、生活用水を確保するための工事であり、揚水水中ポンプを交換することにより、簡易給水施設の修繕を行い、住民の住環境を向上させ、地域生活の安定を図るものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

今、簡易給水施設が27か所あるということで、今回2か所の改修がなされていますが、その27か所の簡易給水施設のそれぞれの経過年数は何年なのかというのと、一般的に言える井戸水の給水施設、ポンプだと思いますが、耐用年数は何年と考えてあるのでしょうか。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 潼内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） おはようございます。水環境課、瀧内でございます。簡易給水施設の所管のほうでお答えさせていただきます。

27か所それぞれの経過年数でございます。合併前の旧浮羽町時代から引き継いでおります。それでいて、長いところでは30年、40年ほど経過しているということで認識しております。

また、ポンプ等の一般的な耐用年数としまして、機械・電気関係で10年前後ということで認識しております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 課長、それは資料はないと。一覧表か何か。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 27か所の人数とかを書いたものはございますが、何年からあるというのちよつとそろえておりません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。（発言する者あり）所管ですよ。（発言する者あり）付託された後じやいかんとて。なら9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちよつと確認だけさせてください。

この辺地債の計画書に書かれている金額、あるいは辺地総合整備計画書の一番最後に書かれている工事概要というのはあるんですけども、今回補正予算にも実は計上されているんですけど、その金額と違うんですよ。それはそういう意味で、金額は抜きにして、辺地計画のところだけ確認すればいいのかどうか、それだけ確認したいです。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ちよつと全般的なところではないんですけども、今回、水環境のほうでも補正予算のほうで簡易給水の修繕を上げさせていただいております。具体的に、妹川辺地というところの関係で措置させていただいているんですけど、昨年の段階で地元から御相談を受けまして、妹川に関しましては200万円ほどの工事が必要だろうということで、ちょうど辺地の議案の時期に当初のところで計画させていただいておりました。その後、いろいろ打合せをする中で、精査していく中で、200万円までもかからないというところで、妹川に関しては今回補正させていただいております。

そういうところで、計画の段階と具体的な予算の段階で多少差異が出るケースはあろうかとは思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ごめんなさい。質問した意味は、委員会で審査するに当たって、この辺地計画書の金額の欄というのは、補正予算で上がっている金額とは違いがあるんですよ。なので、辺地計画書の中に書かれている債券の発行の額だとかが全く違うんですよね。それを抜きにして審査をしていいんですねというのを確認です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 細かな数字の部分はまた委員会等でも御議論いただければと思っておりますし、先ほど瀧内課長のほうから話がありましたように、予算で立てている分と実際に使う金額に差異があるのは当然議員も御承知だと思いますので、そういった関係、また、現予算の中で執行する分で執行残が出たりして、それが明確に分かっている場合、今既に今年度として執行し

ている場合ですね、それに対してプラスで乗せたりとかというような取扱い等もありますので、数字がその辺で変わってくることはあろうかと思いますが、今回、この議案第68号でお願いをしている部分に関しましては、辺地に係る総合整備計画、この文章自体を変更する場合には議会の議決が要るということでのお願いでありますて、先ほど申し上げた内ヶ原上地区と分田地区の簡易給水施設が入っておりませんので、これを入れさせていただいて辺地の総合計画の中で対応させていただけるように計画を変えることについての御承認をいただきたいという内容になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。（発言する者あり） 計画と実際の積算の関係だと思いますけど。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島です。

議案書9ページです。

議案第70号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年9月5日。うきは市長権藤英樹。

10ページをお開きください。

今回の改正は、既存の定時定路線型のうきはバスに加えて、新たに運行するオンデマンド型のバスを本条例で規定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳しくは新旧対照表によって説明をさせていただきます。

新旧対照表の4ページをお開きください。

下線部について説明をいたします。

1点目でございます。まず、第4条を新たに新設しまして、運行の方式を明記するものでございます。

第1号として、定時定路線型について定めるもので、こちらは以前から運行しておりますうきはバスの運行方式について規定をしております。

第2号は、新たにオンデマンド型について定めるものでございまして、新たに運行を開始するオンデマンドバスということで明記をしております。

2点目です。改正後の第5条です。

オンデマンド型では運行回数を定めずに、予約に応じて運行いたしますことから、運行回数の文言を削除しておるものでございます。

3点目は、改正後の第6条で使用料を規定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

こちら、別表第2が今回新設をいたしますオンデマンド型のバス料金表となります。

区分といたしまして、乳幼児、小学生、障がい者、運転免許自主返納者、それ以外の者ということで5つに分けております。

使用料につきましては、普通利用として、1回ごとの料金を5キロ未満と5キロ以上及びうきは市役所本庁舎発着で設定をするほか、30日乗車券と1日乗車券を設定しております。料金は区分ごとに記載のとおりでございます。乳幼児は無料としまして、小学生のほか、障がい者及び運転免許自主返納者は5キロ未満またはうきは市役所本庁舎発着で150円、5キロ以上で250円とし、30日乗車券は5,000円、1日乗車券は500円とします。一般の大の方につきましては、5キロ未満、またはうきは市役所本庁舎発着で300円、5キロ以上は500円としまして、30日乗車券は1万円、1日乗車券は1,000円といたします。

議案書の11ページのほうにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年1月26日から施行し、経過措置として、オンデマンド型のバスについては別表第2の規定にかかわらず、令和7年1月26日から同月30日までの間は無料期間とさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） この料金設定を見たときに、小学生並びに一般の人と見たときに、ちょっと西鉄バスの現状よりも高いのではないかなと思いますし、特に小学生の西鉄バスを使ってある保護者からすると、何らかの支援はできないだろうかという声ちらほら聞きますので、そういうことを踏まえて、小学生なり一般の人の料金は、例えば、西鉄バスとかと比較しながら検討されたのでしょうか。もう少し小学生は、限りなく無償でいいのじやないかなという気もいたしますが、その辺の計算とかどのようにされたのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 料金、特に小学生の料金についての御質問でございます。

こちら、オンデマンドバスということでございますけれども、どちらかといいますと、タクシーに近い性格も持っておりますのでございます。我々としましては、どちらかといいますと、タクシー料金との比較をいたしたところでございます。現在、タクシーでございますと、1.5キ

口まで780円という初乗り料金がございます。これから勘案したところ、その半値以下というところがございます。

また、近隣の先進自治体が県内にも十数市町村ございます。こういったところも1回300円程度から、小学生料金をその半値とするといったところもございましたので、そういった面で勘案をいたしました。

子供の料金でございますけれども、既存のうきはバスとの検討もいたしました。うきはバスよりも利便性が高いこと、そして何よりも、この料金で、タクシー事業者との合意が一番でございまして、タクシー事業者等も含めて、この料金で最終的に了承いただき、そして、最後の最後としまして公共交通活性化協議会で関係者の総意をいただいて、合意をいただいて、この料金とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 今の料金のところでお伺いします。

乳幼児と小学生150円、身体障がい者いろいろな人も150円、運転免許返納の人も150円で、普通の人は300円。運転免許返納の人と普通の人と差をつけたところの経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） こちらの運転免許自主返納者の件でございます。こちら、別表第1のほうにうきはバスの料金表がございまして、こちらのほうもこういった区分で、小学生、障がい者、免許自主返納者ということで区分をしております。こちらの観点を加味しまして、この区分で通常の大人の方と区別をいたしまして料金設定をしたところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） おはようございます。総務課の浦でございます。よろしくお願いいいたします。

議案書12ページを御覧いただきたいと思います。

議案第71号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年9月5日。うきは市長権藤英樹。

本条例は13ページから17ページにかけて記載をしておりますが、新旧対照表のほうで御説明させていただきたいと思います。

新旧対照表の6ページを御覧ください。

改正の主な目的としましては、国が地方公共団体情報システムの標準化を行っており、今回、標準化システムに住登外者宛名番号管理機能が導入されますが、これを条例で定める必要などが生じたためでございます。

まず、題名、条例名の変更でございます。

情報を提供することを追加しましたので、題名に特定個人情報の提供を追加しております。

第1条も同様の趣旨で文言を追加しております。

第4条は、独自利用事務において、府内で住民票関係情報、住登外者宛名情報、その他の関連情報を連携して利用できることなどを定めております。

7ページの第5条は、特定個人情報の提供に関する規定を新設するものでございます。

別表第1は第4条関連で、独自利用事務の改正となります。外国人の生活保護事務を削除し、就学援助の支給事務と住登外者の情報管理事務を追加しております。

7ページの最後から10ページにかけて、別表第2となります。これも第4条関連で、独自利用事務の府内連携の改正でございます。こちらも外国人の生活保護を削除し、また文言の整理を行い、住登外者の情報管理事務を追加しております。

11ページを御覧ください。

別表第3は、第5条関連、情報連携を行うことについての規定を設けるものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思います。

17ページを御覧ください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 大まかな説明はありましたけれども、具体的なものでいいます、議案書の14ページ、別表1の教育委員会に係る5と6ですが、学校教育法の就学援助費の支給に関する事務、あるいは5のほうで規則で定めることということですが、具体的に言つたらどのようなことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 学校教育法による就学援助費の支給に関する事務という部分につきましては、学校教育法第19条で、市は必要な援助を与えなければならないという部分で、就学援助を行うことについての部分になります。

本来ですと、通常の割合で支給する場合には規定は必要ありませんが、1.3倍という規定を設けていることにより、ここが追加になるものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書は18ページ、新旧対照表は12ページのほうをお願いいたします。

議案第72号うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案の朗読は省略します。

初めに、今回の使用料改定に伴う経過を御説明いたします。

下水道と水道の使用料見直しにつきましては、昨年10月に下水道等事業推進審議会に諮問を行い、本年4月に、下水道使用料は原則10%の増額、水道使用料は据え置くとの答申を受けたところでございます。

本市の下水道事業については、平たん部で公共下水道と農業集落排水、また、山間部などで浄化槽の3つの事業が行われているところでございます。接続人口は8割を超えており、欠かすことのできない社会基盤としての役割を果たしているところでございます。しかしながら一方で、下水道事業の費用は使用料収入のみでは賄えていないのが実情でございます。一般会計からの繰入金に依存しております。また、人口減少に伴う使用料収入の減少や維持管理費の増加、今後の施設更新への対応などにより、今後も厳しい経営環境が見込まれているところでございます。

今回、審議会からの答申を踏まえまして、下水道事業の安定的な経営確保と将来世代への影響の軽減のため、使用料を原則10%増額する条例改正案3件を提案させていただくものでございます。

それではまず、公共下水道の条例の改正について、新旧対照表の12ページのほうで御説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

こちらのほうには家事用と事業用などの用途ごとの使用料が記載されております。現行の使用料に対して、原則10%を増額する改定率を適用しております。

なお、家事用の使用料については、総収入額ベースで10%の増額に相当する世帯割と人員割の改定率の組合せの中から、世帯割の改定率が20%、人員割の改定率が5%となっております。以下、消費税込みの金額で申し上げます。

家事用は世帯割が1,210円から1,452円に、人員割が880円から924円となります。

事業用Aです。業務で水をあまり使わない事業所で、従業員数により算定します。基本料金が2,508円から2,758.8円になります。また、4人を超える使用人数に係る人員割が627円から689.7円になります。

続いて、事業用Bです。業務で水を比較的多く使われる事業所で、水道メーターにより算定します。基本料金が1,760円から1,936円になります。10立米を超える部分に係る使用水量分が、それぞれ現行から10%の増額となります。

併用Aです。住宅兼事業所のうち、事業所において水をあまり使わない場合です。家事用と事業用Aの使用料を適用しています。

併用Bです。住宅兼事業所のうち、事業所において水を比較的多く使われる場合です。家事用と事業用Bの使用料を適用しています。

公民館等用です。それぞれ現行から10%の増額となります。

最後に、議案書の20ページをお願いします。

附則の部分です。施行期日は令和8年4月1日です。

経過措置は、水道メーター検針による場合の取扱いです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。課長、これは一つ一ついくと。一括のほうでもいいと思うんだけど、皆さんにちょっと聞かにやいけませんが、あとは農業集落排水と浄化槽の3つが同じ10%値上げの議案でございますが、一つ一ついきますか。（発言する者あり）はい。なら、それで御了解いただけますね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それじゃ一括して、ちょっとと言いますね。

今説明いただいたのが72号ですね。それから、73号が集落排水です。それから、74号が浄化槽施設の整備に関する条例です。これは一括して質疑をしますので、なら、あと2つを説明してください。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 改めましてよろしくお願いいたします。

議案第72号から第74号まで、改めて一括して御提案ということでございます。引き続き第

73号の農業集落排水施設のほうを説明させていただきます。

それでは、議案書の21ページ、新旧対照表は14ページをお願いいたします。

議案第73号ときは市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案の朗読は省略いたします。

本市では、高田・今泉地区で農業集落排水施設による汚水処理が行われております。今回の改正については、使用料の改定に係る別表と附則について、先ほどの公共下水道条例の改正と同じ内容となっております。したがいまして、先ほどの御説明を御参照いただければと存じます。

次に、浄化槽のほうの説明をさせていただきます。

議案書の24ページ、新旧対照表16ページをお願いいたします。

議案第74号ときは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略いたします。

本市では、公共下水道での整備が難しい山間部等の地域で、市が設置する浄化槽での汚水処理が行われております。浄化槽の使用は、10人槽未満の場合、公共下水道の基準が適用されております。したがいまして、先ほどの公共下水道条例改正での御説明を御参照いただければと存じます。

また一方、10人槽以上については、新旧対照表16ページ記載の別表第2によります。槽の大きさごとに使用料が定められております。それぞれ現行から10%の増額となります。

最後に、議案書の25ページをお願いいたします。

附則の部分です。施行期日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。3つの条例改正を一括して説明いただきましたので、質疑の際は議案番号を申し上げた上で質疑をお願いしたいと思います。質疑ございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 72号について2点と、74号について1点お尋ねいたします。

今回の下水道料金の値上げということですが、前回の改定から何年経過したのか。また、今回の改定によって、何年間この料金で据え置くことが可能と考えてあるのかというのが1点です。

74号は、議案書の25ページになりますが、それぞれの処理人槽区分というのがありますけれども、それぞれの区分で大体何世帯該当する施設があるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 竹永議員から2点大きく御質問いただきました。

まず、第72号公共下水道条例の関係です。全般にも当たるわけなんですけれども、前回の改定のほうが平成30年11月に答申が出まして、令和元年10月の消費税改定に伴いまして改定

をしております。

また今回、改定の御提案をさせていただいております。下水の審議会がおおむね5年ごとに開催されますので、見立てとしましては、今後5年間は特別なことがなければ今回御提案の内容でいかせていただくということになろうかと思っております。

次に、浄化槽のほうです。74号の別表第2のほうに10人槽以上の区分がございます。すみません、個別に一件一件はここに資料がないんですけれども、全体で10件ほどの数でございます。一般的に御家庭の浄化槽というのは5人槽とか7人槽でございまして、事業者さんとかのほうがちょっと大きめの浄化槽になりますので、全体で10件程度でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。（発言する者あり） 所管じゃろ。（発言する者あり） 付託に対しての。事前の。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） これは総務産業常任委員会のほうに付託されると思いますので、委員会付託審査時における要望としまして、今回の下水道料金値上げ、これに伴って下水道事業の財政シミュレーションというか、言葉だけで、数値的に可視化できるような資料がありましたら御準備いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 水環境課長、答弁。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ありがとうございます。今回の改定に当たりましては、下水道事業の経営戦略というのを基本に検討させていただいております。議員の皆様方には昨年11月の全協のときに御提示させていただいておりますので、御参考いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。3つの条例案についての質疑をこれで終わらせていただきます。

次に、議案第66号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 下水道の補正予算のほうの説明をさせていただきます。

議案第66号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款下水道事業費用49万7,000円の減、計13億85万2,000円。第1項営業費用49万7,000円の減、計11億4,497万4,000円。令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。補正予算実施計画です。内容については、全員協議会で説明させていただいたものとなります。

収益的収入及び支出のうち、支出です。2款1項3目処理場費1,285万3,000円の増です。浮羽浄化センターのエアレーション設備の修繕費となります。

続いて、2款1項5目総係費1,335万円の減です。委託料に2件ございます。1つ目が下水道台帳システム更新委託料1,500万円の減です。本年度、台帳システム更新を予定しておりましたところ、本年度から台帳のクラウド化が国庫補助対象となりましたことから、来年度に補助採択を受けて更新を行うべく、減額するものでございます。2つ目が下水道使用料改定に係るシステム改修委託料165万円の増です。下水道使用料改定に係る条例案を本9月議会に提案する関連として、システム改修委託料を計上するものでございます。

補正額合計で49万7,000円の減となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項目ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書についての説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、一般会計補正予算の説明をいたします。

議案第62号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,464万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億5,935万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用す

ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年9月5日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。1件の繰越明許費を計上しております。

公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料1, 342万3,000円でございます。現在の公共施設等総合管理計画と各施設の個別施設計画の期限は、令和8年度末までとなっております。この両計画を改訂するための費用といたしまして、公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料1, 342万3,000円を本予算に計上しております。

本年度中に委託事業者を選定いたしまして策定に取りかかりまして、令和8年度中に完成させるため、繰越措置をして実施するものでございます。

続きまして、第3表、債務負担行為補正でございます。標記の8件を追加しております。

1件目は、ふるさと納税支援業務委託料です。次年度のふるさと納税支援業務を委託する事業者を今年度中に選定する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和8年度までで、事業者に支払う限度額は、ふるさと納税の寄附額の6%以内の額としております。

2件目は、総合福祉センター指定管理委託料でございます。同センターの指定管理期間が本年度までとなっていることから、次年度の委託契約を締結するものでございます。委託期間につきましては、これまで5年間としておりましたが、現在この建物につきまして省エネ化を推進するZEB化の工事を進めており、電気代の変動が見込まれ、適正な指定管理料を算定するに当たりまして、今回の期間を1年間と定めたところでございます。したがいまして、令和8年度の限度額につきましては1, 471万2,000円としております。

3件目は、ゆうゆうセンター指定管理委託料です。こちらの施設につきましても本年度までの委託期間で、5年間での運営管理を委託しておりますけれども、この施設自体の運営の在り方を決めていく必要があると考えておりますので、期間の終期を令和8年度までといたしまして、来年度中には今後における活用の方向性を決めてまいりたいと思っております。限度額につきましては、実質1年間の費用で534万9,000円でございます。

4件目は、子育て見守りおむつの定期便事業委託料でございます。こちらの事業につきましては、令和6年度から実施している事業でございまして、単年度契約で行っておりましたが、事業内容的にも複数年契約で実施していくほうが事業効果も上がるメリットもございましたので、新たに債務負担行為を設定いたしまして、複数年契約で実施していきたいと考えております。本年

度中に委託事業者と契約を結びまして、期間は令和10年度までといたしまして、限度額は3,215万7,000円としております。

5件目は、学童保育所運営業務委託料です。市内6つの地区、吉井、千年、江南、福富、御幸、大石でございますが、こちらで実施をしております学童保育所の運営におきまして事業委託をしている期間が本年度末で切れることから、年度内に事業者の選定を行い、引き続き学童保育所の運営を行ってまいります。期間につきましては、これまで5年間の運営を委託しておりましたが、社会情勢の変化も激しく、長期間の運営が困難になる可能性もあることから、実質の運営期間を3か年といたしました。限度額につきましては、先ほど申し上げました6つの地区的学童保育所の運営費といたしまして、合計で2億4,779万4,000円を計上しております。

6件目は、総合健診等委託料です。こちらも現在の契約が本年度末で切れることから、債務負担行為を設定しております。期間につきましては、前回同様、契約を締結する期間を含めまして4年間とし、限度額は2億949万円としております。

7件目と8件目は、小・中学校の給食調理等業務委託料でございます。こちらの業務につきましても、市内小学校7校と中学校2校で行っております給食調理の委託につきまして、現在の契約が本年度末までとなっていることから、本年度、事業者の選定を実施するために債務負担行為を設定するものでございます。期間につきましては、小・中学校とも令和10年度までといたしまして、限度額につきましては、小学校が2億9,066万1,000円、中学校が1億2,892万5,000円となっております。

続いて、7ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。変更分として1件を計上しております。

限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。辺地対策事業を350万円増額いたしまして、限度額を3,450万円とするものでございます。詳細につきましては、歳入22款市債の中で説明をさせていただきます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） これからは順次お願いいたします。歳出のほうから。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 人件費の説明をさせていただきます。補正予算書30ページを御覧ください。

一般職、会計年度任用職員につきまして、職員数の変更はございません。共済費20万5,000円の減額でございます。歳出20ページ、2款1項3目財政管理費における社会保険料等の減額によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと私がここの流れがあれでしたので、今までの冒頭の財政課長、

それから、給与等に関する説明について、質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。またその都度お願ひをいたします。

それでは、2款1項の総務管理費の説明からお願ひをしたいと思います。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、歳出予算のほうから説明をしてまいります。予算書のほうは20ページでございます。

2款1項3目財政管理費20万5,000円の減額補正でございます。内容につきましては、4節の共済費の減額になりますが、財政課に在職している会計年度任用職員につきまして、70歳に到達した職員でございまして、社会保険料の事業所負担が不要となりましたので、当初予算で措置をしておりました全額分を減額するものでございます。

○市民生活課長（山崎 穂君） 市民生活課、山崎でございます。

2款1項5目庁舎管理費、10節需用費、修繕料41万円の増額補正でございます。うきは市民センターの北側駐車場にあるトイレの北側に1メートルほどの穴が空いてございますので、それを復旧するための修繕料などになります。

以上です。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、6目財産管理費でございます。1,342万3,000円の増額補正でございます。12節の公共施設等総合管理計画改訂支援業務委託料の新規計上となります。冒頭でも御説明いたしましたように、現在の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の期限が令和8年度末までとなっております。この両計画を改定するための新たな費用といたしまして1,342万3,000円を計上しております。計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間といたしております。現在、市が所有管理をしております公共施設につきまして、今後の社会情勢や人口動態等も見据え、将来世代への負担を軽減させていく、そのような施設運営をしていく必要がございます。現在、市が抱えている施設の現況を把握しつつ、今後のランニングコスト等も算出しながら、公共施設の適正化の実現に向けた計画を策定してまいります。

事業者に委託する主な業務内容といたしましては、現在の施設の劣化状況調査やコストの計算、さらに施設管理部局とのヒアリング等も実施をしながら、個別施設計画と総合管理計画をまとめしていく総合的な業務ということになります。

また、本計画の策定に当たりましては、庁舎内において主要施設を所管する管理職等を構成員といたしました策定検討委員会を立ち上げまして、こちらとも連携をしながら計画の策定を進めまいりたいと考えております。

それから、議員の皆様方からも一般質問や決算委員会におきまして施設の在り方等について御

質問いただいておりますので、この計画策定の状況につきまして適宜報告をさせていただき、また、パブリックコメント等も実施をしながら、最終的には令和9年3月議会への上程を考えております。

続いて、7目財政調整基金費でございます。576万6,000円の増額補正です。このうち財政調整基金と振興基金につきましては、基金運用利息の積立金となります。両基金におきまして予算措置をしておりました利息額に相違がありましたので、双方の基金において補正を行っております。補正額につきましてはプラスマイナス40万円となりますので、基金運用の総額に変動はございません。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君）　うきはブランド推進課です。

24節積立金、宿泊税交付金基金576万6,000円の増額補正です。県の宿泊税交付金の令和7年度交付額の内示を受けまして、交付額全額を宿泊税交付金基金へ積み立てて、次年度以降も有効に活用できるようにするものでございます。

説明は以上になります。

○企画政策課長（手島　直樹君）　企画政策課でございます。

続きまして、8目企画費、補正額は20万円です。12節の印刷物作成委託料20万円は、令和8年度より新規事業として、高校生の通学費補助と、浮羽究真館高校を卒業する市内生徒への卒業応援金の補助を予定しております。今回の補正により、中学生などへこの事業を広く周知するため、チラシなどの作成費用を計上するものでございます。浮羽究真館高校並びに市内高校生への支援をさらに推進しまして、本市の子育て支援策、うきはっこみらいサポートの取組を深化させていきたいと考えております。

次に、9目地域活性化推進費、補正額は1,125万2,000円です。12節デマンド型乗合タクシー運行委託料295万2,000円は、今年度より新川・田篠地区でうきは市が運行主体となった乗合タクシーを運行しております。当初の予定よりも利用者が多く、令和7年度当初予算が不足する見込みであることから、今回増額をお願いするものでございます。新川・田篠線の新設に当たっては、既存の小塩線と妹川線と共に合計3路線の利用頻度をおよそ1対1対1と見積もっておりましたが、実際は新川・田篠線の利用が多く、小塩並びに妹川線のおよそ2倍程度の利用がっております。そのため、このまま1年を通じて2倍の利用があると見込みまして295万2,000円を計上しております。

なお、当初予算の計上に当たりましては、予算に不足が生じないよう、今後さらなる予算管理に努めてまいります。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君）　うきはブランド推進課です。

同じく18節負担金、補助及び交付金、個性あるまちづくり事業費補助金830万円を増額す

るものでございます。クラウドファンディング活用型個性あるまちづくり事業になりますが、年2回、事業の公募をしておりまして、今年度は前期で4件の応募がありました。そのうち1件が事業採択されております。後期の募集におきまして事業申請が見込まれるため、補助金額の上限1,000万円の不足額を補正するものでございます。財源につきましては、全額ふるさと創生基金を充当いたします。

以上です。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山でございます。

15目諸費501万4,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、昨年、今年と果物の大量窃盗犯罪が発生していることを踏まえ、防犯カメラを設置することで、警察の捜査活動への支援、検挙につなげるとともに、警告による犯罪抑止を図っていくための予算として計上しております。10節需用費99万9,000円、内訳としまして、消耗品90万円、こちらは標識等により防犯カメラの設置を周知して犯罪抑止を図るものでございます。光熱水費9万9,000円、こちらは設置した防犯カメラの電気料でございます。13節使用料及び賃借料1万5,000円、こちらは防犯カメラの設置の電柱共架料になります。14節工事請負費400万円、こちらは防犯カメラの設置工事費となります。今回、10か所程度の設置を計画しているところでございます。財源としまして、福岡県防犯対策カメラ設置事業費補助金200万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、説明が終わりました。

これより2款1項に関する質疑を行います。それぞれ所管を理解した上で発言をお願いします。どうぞ。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） まず、2款1項の8目ですかね、印刷製本費ということで、先ほど新規事業として、高校生のほうの——全協の中では一応説明はありましたけど、正直このことについて、これを採択するかどうかという議論はまだ議員として私たち全然やっておりません。だから、それを、時期が、来年の入学に間に合わないということで印刷をしたいということで今説明がありました。ただ、これがもし採択されなかったらこの印刷というのは結局何もならないということになるわけです。先に印刷をして、この場でこの印刷製本を認めるということは、来年の新規事業、これをもう議会としては認めたよということになるかなというふうに思っております。そういう意味において、今回ここに予算を上げるということはいかがなものかなというふうな気がしております。

正直申しまして、今回提案されます——来年度提案されるのが高校生の未来応援事業というような形で、定期等に関する補助金ということですけど、最初、私もこの事業の提案があったとき、

まだ議案事項であるということもあって、その場では意見を出しませんでしたけど、浮羽究真館高校の支援策と高校生を抱える家庭への支援策がごっちゃになって、何がメインなのか、浮羽究真館高校を支援するということが果たしてこの政策がなっているのかというところが、非常に何かもう曖昧な形になっていると。

だから私は、浮羽究真館高校の支援策は支援策できちんとしたものを打ち出して、そして、それ以外に、高校生等を抱える家庭への支援ということであれば、それはまた別個の問題というような気がしますので、この問題についてはまだ何ら私たち正式な提案があつて正式に議論したわけでもありませんので、今回、そのことを広報する印刷物を認めるということについては非常に時期尚早ではないかなという気がしますので、このことについては一言申したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 来年の事業関連での御質問かと思います。

当初、執行部といたしましては、来年度事業でございますので、債務負担行為並びに繰越予算等も検討させていただきましたけれども、今年度債務が発生しないということでございましたので、結果的には印刷物作成委託料20万円のみを計上しております。

この20万円につきましては、来年の事業でございますので、まず議決が前提だということを、チラシ等を作成した折にはしっかりと明記させていただきたいと思いますし、今後も執行部といたしましてしっかりと議会への説明をまた引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今回答の中で、議会の議決が必要だと。そういったことを書いたチラシを配られたら、議会は非常に、反対もできなくなると思うんですよ。これがならなかつたら議会が反対したきばいのというふうな考え、結局、議会に対する反発が増えるばかりです。そういうじゃなくて、やっぱり議会の議決を経て初めてこの印刷物を作るのが筋じゃないかなというふうに私は思っております。だから、時期尚早じゃないかなという気がしております。

それともう一点言いたいのは、究真館高校の支援策として打ち出したような話でありますけど、定期券、そういった分の2分の1、これは私たちも高校生との懇談会の中でそういったのがあつたらしいなという話は聞きました。でも、それは現役として今行っている高校生がそう感じるんです。ところが、究真館高校を今後存続させていくために、今160名の定員に対して百十数名しか応募がない。この状況をどう改善していくのかということを考えたときに、浮羽中学校から約10%、吉井中から約20%、その程度の中学生しか受験していないと。じゃ、何でほかの7割の方は受験しないのか、このことを中学生と十分話し合って、そして、どういうふうに浮羽究

真館高校が変わったら受験してみようかなと思うのかと、そういう議論を踏まえた上での予算ならいいと思います。

なぜ私がここで言っているのかといいますと、この新規事業の予算というのが説明をいただいたときに約2,700万円、3,000万円近い予算がこれにかかるわけです。やっぱりそれだけのお金をかけてやるというのが本当にいいのか、それを私たちはまだ十分議論をしないうちにこの印刷物を認めるということはちょっとどうかなと思います。これは総務産業常任委員会のほうに付託される案件にはなると思いますけど、その前に、そういうところについてはちょっと疑問に思いますので、やっぱりこれは今回は見送るべきじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 2点の御意見、御質問をいただきました。

まず、時期尚早ではないかということでございます。

まず、そういう予算の前提はございますけれども、我々としては、やはり来年入学を考えられる、進学を考えられる中学3年生に、これから進路を考える時期になりますので、その前に、こういった事業を我々は考えておりますよということでしっかりと市内、市外の中学生にPRをしていきたいということで、今回、9月補正予算を計上させていただいたところでございます。

これからいろいろな御意見はあるかと思いますけれども、これまで議会の皆様から浮羽究真館高校に対する多くの質問をいただいてきておったところです。我々としてはしっかりと検討した結果、こういった方向でまずは究真館高校支援並びに市内の高校生の支援をしていきたいというふうに考えて計上させていただいたということで説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま野鶴議員から2回にわたって御質問、御意見等をいただいたところでございます。

その中で、まずは、議員も御承知のとおり、これまでの間、今回の補正予算の計上に当たって、なるべく私どもで考える早い段階から議会の皆様に対して全員協議会等で複数回にわたって御説明、次年度の令和8年度に取り組みたい事業ということで、先ほど野鶴議員からお話しeidいたような、次年度に計上を予定しているような予算も含めて、事業内容について丁寧に説明をさせていただいたというふうに思っているところでございます。

その中で、今、議員がおっしゃられるように、これまでの間で議会の皆様として議論をしていただくような時間や場が取れなかつたということありますとか、今、時期尚早というお言葉をいただきましたが、これにはもう少し時間をかけて論議するべきだということで、議会の皆様から時期尚早というお言葉をいただくのであれば、私どもも今回の予算が通らなければそういうこ

とだというふうな認識の下、令和8年度の本予算策定に向けて、改めて時期を変えて御提案をすることもやぶさかではないと思っております。取組自体はやってみる価値のあるものだと思っておりますので、そのような思いでおります。

ただ、今回、この20万円を含めて、そして、全員協議会での令和8年度の取組の細かな御説明を議員の皆様、全員の皆様にさせていただいたのは、究真館高校の学校側とも様々お話をする中で、おとといの佐藤裕宣議員の一般質問にもありましたように、究真館高校が定員割れをしている状態がずっと続いている中で、今回、全員協議会のほうで御提案をさせていただいているこの取組、議員からは究真館高校の支援と通学費の支援と様々一緒になっているからというような御意見はいただいたんですが、その究真館高校を支援するという部分においては県内の高校でも例を見ないような取組ということで、学校側として、私どもが御相談を申し上げた際に、非常に期待を持ってお話を伺っていただきて、可能であれば来年、令和8年4月に入学をする学生の皆さんがこの時期ぐらいから、2学期が始まつたぐらいから志望校を選び出す時期に入る、また、いろんな学校の説明会等を受けながら、どこを受験するかというのを決める時期に入るんだというようなお話をいただいたところでございます。

そういう中で、議会の皆様に全員協議会、また、この9月議会等で様々御説明を申し上げて御理解を賜った上で、この事業、また、今回上げている予算についてお認めをいただけるようであれば、可能であれば、その学校の意も酌んで、次年度の令和8年度に入学する新しい高校生の皆さんからこの制度を適用できれば非常にありがたいという思いが私どももありますし、学校側にもあるというような思いも兼ねて、今回このようなタイミングでの御提案になったという、時期的な部分についてはそのように御理解をいただければというふうに思っておりますし、予算に関しては、今、野鶴議員がおっしゃるところも十二分に含みおきをしながら、本年度の令和8年度の予算計上に当たっては今後しっかりと検討してまいらないといけないというふうに思っておりますし、事業内容については全員協議会で細かく御説明を差し上げた内容でございますので、また、本予算を決める3月までに時間もございますので、議会の皆様からしっかりと御意見等もいただきながら、よりよい制度設計となるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 3回目です。

言わんとする趣旨、全体的なものについて反対しているわけではありません。ただ、やっぱり私としては究真館高校の支援策と、先ほど言いましたように、子供を抱える、高校生を抱える家庭への支援策というのがごっちゃになっているような気もしますし、これに伴う予算というのは、かなり大きな予算額、例えば、来年、新規事業としてやって、それでも結局集まらなかつたから

再来年はもうやめたよというふうな中途半端な事業になってはいけないと、こういうふうに考えているわけです。

その中において、まだ私たち議会もこの問題について、今回提案なされた新規事業について、果たしてこういったやり方で妥当なのかどうかという議論を一回もまだやっていません。多分ほかの議員もそう思っていると思います。そういう中で、既に印刷物はできましたよという形になつたら、やっぱり反対もできない、そういうふうな感じがしますので、例えば、どうしても説明したいのであれば、本気でそういった形で説明したいんであれば、私たち議会に説明したようなチラシを作つて、まずはそれをもつてこういうふうになりますよということでやればいいんじゃないですか。正式なパンフレットみたいな作つてしまつたら、これはやっぱりやらなければ、それを1年でやめるとか2年でやめるとか、そういうことはできないというふうにも思います。そういうことを考えたときに、もう少し慎重にこの問題については議論する時間が必要ではないかなということです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 野鶴議員からの御意見はしっかりと御意見として承りたいというふうに思っております。手続上の問題、またその他、様々な問題があるというような御意見であったかと思っているところでございます。

先ほど御説明を申し上げたように、高校側と話す、また、これまでの間も議会の皆様から、一日の佐藤議員の一般質問も含めて、佐藤議員のお言葉をお借りすれば、今まで、前市長のときには、議会から様々声が上がつても、具体的な実行策、また予算を伴うような、効果が検証できるような実行策がなかつたというような中で、今回、野鶴議員からもおっしゃつていただいたように、決して少なくない予算をしっかりと投じて、市の独自の施策として、この究真館高校に通つていただけるような生徒が増えるかもしれないというような施策、必ず増えるとは言い切れませんので、当然、野鶴議員は町の職員もやられていて十二分に御承知だと思いますが、施策は、まずは大きな決断の下に打つてみて、もし複数年やってみて効果が得られないようであれば改善をしたり、最悪はその制度を取りやめたりというような、また新たな決断も必要になってこようかと思いますが、今まさに野鶴議員がおっしゃられるように、この支援策については単年でやめるような施策ではないと、私も野鶴議員と全く同じ気持ちであります。これを複数年やりながら、例えば、生徒数が徐々に増えていくという効果が見られるのか、それとも違つた効果が見られるのか、しっかりと効果検証するような時間や、また、都度議員の皆様にも資料等を配付しながら、お尋ねをしながら、この制度の在り方、また、やりかえるのであればやりかえ方等について御意見を賜りながら、よりよい制度設計にしてまいりたいという思いでございます。

ですので、今日御意見をいただいた中で、タイミングとしては先ほど答弁を申し上げたとおりの思いを持って、今回の9月の補正予算で、事前の全員協議会での御説明も併せて御説明を申し上げたところでございますが、やはりこの件についてはしっかりととした、議会での何らかの討論等、また御議論等が必要ということで、今回、委員会付託にこの後かかりますので、委員会でありますとか議会の総意がそういった方向性であるならば、私どもとしては令和8年度の当初予算に向けてしっかりと改めてまた御提案をさせていただくことも含めて、あとは当然、このタイミングでどうにか、今後の将来のことにも含めて、議員の皆様に様々御検証を、この委員会の期間、また、この議会中の期間を通じて御議論賜ればということも思いとしてはございますので、その部分も両方含みおいて議会の御裁可に委ねたいと思っておりますので、私どもの思いについては今答弁をさせていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） この件についてはまだ質問があるかもしれません、委員会付託の前にちょっと時間を取らたいと思います。

それじゃ、そのほか2款1項で質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） なら、2款1項については質疑なしと認めさせていただきます。

ここで暫時休憩します。10時半から再開をしたいと思います。休憩に入ります。

午前10時19分休憩

午前10時31分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

先ほどの件の質疑は一応これで終わったという宣言をしています。今回は印刷物の関係でもありますので、内容をここでやるという状況にもありません。したがって、執行部のほうから全協でこういう方向で進むための印刷物ということの説明は聞いていますので、あとは議運がこの後ありますので、その上で皆さんのお意見を聞いた上で全体の全員協議会の中で必要があれば議論を申し上げたいというふうに思います。じゃ、よろしいですね。

それでは次に、2款2項徴税費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課、大石でございます。

21ページを御覧ください。

2款2項2目賦課徴収費の需用費、印刷製本費173万6,000円の増額補正です。内容は、標準化後の帳票全てに対する印字テスト用の帳票の印刷製本費です。17帳票にわたり200から400、純粹に印字テスト用の帳票の印刷製本費となります。当初予算で調定し難かったのは、内容及び数量及び金額とかが去年の段階では判定し難かったために、今回補正で上げさせてもら

うものになります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、これで2款2項の質疑を終わらせていただきます。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穂君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費、11節、コンビニ交付収納手数料21万6,000円の増額補正でございます。コンビニ交付件数が見込みより増えまして、コンビニ交付に係る手数料の不足見込額を補正するものになります。

12節、戸籍情報システム改修委託料68万2,000円の増額補正でございます。8月1日付で、戸籍に振り仮名を追加するための仮の振り仮名を記載した通知を送付しております。通知の振り仮名で誤りがあった場合には届出により修正しておりますが、誤りがなければ届出は不要になります。誤りがなかった分を一括して戸籍に登録するためのシステム改修費になります。費用は、13ページにある社会保障・税番号制度システム整備費補助金により全額補助されます。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） それでは、説明が終わりました。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） じゃ、質疑なしと認めます。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所、宮崎でございます。

予算書23ページを御覧ください。

3款1項7目障害者対策費16万5,000円の増額でございます。12節委託料、障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料16万5,000円につきましては、障害福祉サービス就労選択支援が令和7年10月から新たに実施されることに伴い、既存の障害福祉サービス審査支払事務システムの改修を行うためのものでございます。委託料の2分の1が国の補助対象となります。

説明は以上です。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

8目介護保険対策費1,543万円の増額補正です。18節負担金、補助及び交付金、地域介

護・福祉空間整備等補助金でございます。グループホーム浮羽が非常用自家発電設備の整備として770万円と、グループホーム三春が老朽化に伴う改修で773万円の2施設分でございます。全額国の負担です。

5月上旬に国からの補助事業の通知があり、市内の対象施設19施設に周知を行い、2施設から施設整備の計画書の提出があったことから9月補正で計上するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。宮崎所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 24ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費181万1,000円の増額でございます。今回新たに実施する養育費確保支援事業に関する経費になります。養育費確保のための法的手続を利用するひとり親の方に対し、支援を行うものでございます。

7節報償費、託児報償費6万円につきましては、離婚前後にカウンセリングを受けるに当たつて託児を利用する場合の託児費用となります。

12節委託料、印刷物作成委託料12万1,000円につきましては、養育費確保支援事業についてのパンフレット作成に係るものでございます。住民係窓口、男女共同参画推進室の女性相談窓口、こども家庭センターなどで配布を予定し、広く周知をしていきたいと考えております。

カウンセリング委託料33万円につきましては、臨床心理士によるカウンセリングを行うための委託料になります。市役所内で行い、30人の方、お一人2回まで利用できるよう計上しております。離婚前後にカウンセリングを受けることで、保護者の心身の健康安定を図りたいと考えております。

18節負担金、補助及び交付金、養育費確保支援事業費補助金130万円につきましては、公正証書等の費用の補助30件分で90万円、養育費保証契約締結の費用補助2件分で10万円、強制執行申立てに係る弁護士費等費用補助2件分で30万円となっております。事業経費の2分の1が国の補助となっております。

続きまして、3款2項5目民間保育所費252万円の増額でございます。今回新たに実施する第3子以降保育料無償化に関する経費となっております。

19節扶助費、認可外保育施設第3子以降保育料無償化利用費252万円につきましては、認可外保育施設を利用した場合の保育料助成としまして10人分を計上しております。経費の2分

の1が県の補助対象となっております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 先日、全協のほうで説明いただいたんですけど、第3子以降保育料無償化の利用、これは県の事業だと思うんですけど、その対象者がちょっとまだ理解ができていないので、詳しく説明をしていただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 対象者でございますけれども、保育所、認定こども園、または届出保育施設などを御利用のゼロ歳、1歳、2歳児の方について、第3子以降の方に補助ということになりますけれども、この第3子が、今まででは保育園の御利用の中での3番目の方を無償としておりましたけれども、今回の無償化事業におきましては、保育園児に限らず、保護者の方の第3子でいらっしゃる場合に対象とするものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私の理解が間違つておったら修正願いたいと思うんですけど、従前というのは、第3子というか、1子、2子、3子が就学、小学校やら、だけのときの第3番目が無償だったんでしょう。ということは、今回の第3子というのは、上が離れちよる、兄弟が離れている、20歳ぐらい離れちよると。一番長男は20歳で、第3子は今度保育園ですよという人も無償化になりましたということと理解しているんですけど、それで間違いないか。そいき、1子、長男は仕事をしようたっちや、3番目は誰でん無償化ですよという内容じゃないか、そこ

のところを教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） では、私のほうから答弁させていただきます。

まず、制度の前提として、3歳、4歳、5歳の方は保育料というのは既に無償化されております。ですので、保育料の無償化をするか否かという議論になる場合は、ゼロ歳、1歳、2歳の保育園児という形になります。

現状の制度としては、そのゼロ歳、1歳、2歳の範囲内に1人目、2人目、3人目がいた場合は、3人目が無料となっております。そういう場合ではなくて、例えば1子目が、先ほど議員は働いていると言われましたが、そこまでいかずに、例えば小学生だった場合、ゼロ歳、1歳、2歳の範囲に入るのは2名となりますので、第3子の方はゼロ歳、1歳、2歳の中では2人目ということで無償になっていません。そういったところが、今回制度として変えますのが、そういう

た場合も3子目なので、ゼロ歳、1歳、2歳の中にその3子目が入っていれば、第1子が小学生だろうが保育園児だろうが中学生だろうが無償にできるように制度の改正を行うものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 理解できましたでしょうか。（発言する者あり）

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。

これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

25ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1,273万1,000円の増額補正でございます。12節委託料、予防接種委託料774万6,000円、これにつきましては、10月から開始します65歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種、定期接種に係る経費でございます。接種委託単価1万5,605円から自己負担額4,680円を差し引いた1万925円に、昨年度の接種率6.9%を乗じた709人分を積算根拠としております。

その下の任意予防接種委託料498万5,000円につきましては、定期接種以外の高齢者に対する帯状疱疹ワクチン接種見込数の増加に伴う補正でございます。当初見込みが対象者の2.3%、200人分を見込んでおりましたが、3か月の実績から、対象者の8.3%、680人ほど見込まれることから補正するものでございます。

以上です。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 引き続き水環境課です。

4目環境衛生費246万3,000円の増です。14節工事請負費に簡易給水施設整備工事費として、元有地区での配管修繕とその他突発的な修繕対応分を計上しております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 農林振興課、森山です。よろしくお願いします。

26ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費4, 507万6, 000円の増額となります。内容につきましては、18節負担金、補助及び交付金4, 507万6, 000円。内訳は、畑地化促進事業費補助金5万1, 000円。内容につきましては、水田から畑に転換することにより発生する土地改良区の決算金相当額を国が補助するものです。全額国の負担となります。

続きまして、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金4, 502万5, 000円。事業内容につきましては、認定農業者の方が水稻、麦を乾燥調製するための施設を導入することにより、需要に応じた生産体制を強化することを目的としております。主な整備内容としましては、乾燥機、もみすり機、色彩選別機となっております。国5.5%以内、県5%以内の補助になります。残りは事業者の負担となります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課です。

7款1項3目観光費66万円の増額補正です。広告料につきましては、スポーツチームルリーロ福岡と連携したレンタカー1台をJR筑後吉井駅の駐車場に試験的に導入するための車両掲載広告料として66万円を計上しております。JR利用の観光客の二次交通手段として、このラッピングレンタカーで市内観光に利用していただくことを目的としております。このレンタカーは、予約から返却までをLINEを利用するシステムで、12時間1, 500円程度を予定しております。また、広告掲載期間として4年間を考えております。

JR利用の観光客の二次交通手段として、24時間の利用が可能であり、観光客の滞在時間の延長、経済効果の波及効果も期待できると考えております。財源は全て宿泊税交付金基金を充当します。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） これにつきましても全協で一定説明いただいております。たしか軽自動車をラッピングレンタカーとして利用するということですけど、正直言って、果たしてこれが効果があるのかなと。先ほどの説明の中で、ルリーロ福岡を中心としたラッピング的なイメージの話かなと思うんですけど、宿泊税を使う場合、観光資源としてのいろんな部分の振興策

としての宿泊税。ところが、これがルリーロ福岡をラッピングするということになってきたときに、この宿泊税でいいのかどうかというのもちょっと疑問に思っております。

それとやっぱり効果ですね。66万円ですかね、60万円ほど使ってこれを委託してやって、果たしてどれだけの効果があるのかというのをどういうふうに検証しているのかをお尋ねしたいと思います。

それと3点目は、当然、JR吉井駅前にもいつもタクシーのほうが待機して、来られたお客様を乗せたりしております。そういった部分に対する影響というのは十分協議が終わっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 先ほどの御質問です。

まず、66万円、今回、ラッピング代として掲載をさせていただいております。この分につきまして、もともとこの事業はスポーツチームと連携をしたラッピングレンタカーの事業を行っているということですので、ルリーロ福岡のラッピング部分を市が持つというわけではありませんで、あくまで市のほうは、この事業を導入するにあたり、市の広告として、今回、イメージ図でうきぴーを掲載させてもらっているんですけれども、その部分がこの金額となっております。

タクシー事業者につきましては、事業者の方とも確認をしており、このレンタカーの利用にはLINEでの予約が必要なので、タクシー事業者との差別化が図られるということで、タクシー事業者の方には確認が取れているところでございます。

この効果につきましては、まず、ラッピングレンタカーとしまして66万円を計上しておりますが、この分が、一度ラッピングすると、それが剥がれるまでというか、使えるのが4年間ぐらいは大丈夫ということで、その広告として66万円を今回計上させていただいておりますが、レンタカー事業はその事業者が行うものですので、最初の66万円でレンタカーを導入して回っていただけるというものだと考えております。ですので、導入費用として低コストで導入できているものと考えております。

また、効果につきましては、今回、筑後吉井駅に1台置くこととしておりますが、今までなかなか行くことが難しい、車がないと行けない地域、うきはの中でも行けない地域というのが多々あるかと思います。例えば、筑後川温泉も筑後吉井駅からだと車がないと結構難しいこともありますし、浮羽の棚田のほうでありますとか、浮羽の道の駅のほうでもそういうことが考えられますので、そういったところにも周遊していただけるものと考えております。

まず初めにこのレンタカーを導入して、その効果検証をまた今後やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 趣旨は分かりました。

今そのラッピングの関係で、うきはとしては、うきびーを市が載せるからその分のラッピング代として66万円、そんなにかかるのかなという気もしますけど。それと、その期間ですね。委託して、業者のはうが運営は実際するということであって、極端に言うと、66万円かけてラッピングして、今年、いつから導入か分かりませんけど、それを導入して、やっぱり全然お客様来ないなとか、予約がないなとなったときに、例えば、最低でも3年間、ラッピングが剥げるまではずっとやってくださいよというものなのか、そこら辺の経過が、契約というか、そこら辺がどんなふうになっているのか。悪かつたらすぐ撤退するのか。そういう部分においてのやっぱり66万円という価値があるかと思います。

ただ、私個人的に言うと、あんまり効果はないんじゃないかなと。なぜかといいますと、結局市内を走るわけです。市内をうきびーのラッピングした車が走っても、結局その効果というのは、市内の人人がほとんど見るわけですので、逆にこれは一番目的としているのは、観光、よそから来た人たちがうきはを周遊するということが一番の目的かなと、そういうふうにうきはを宣伝するということから考えると、福岡市内でうきはと書いた車が走ると、うきは市内をうきびーが載ったのが走るのと考えたときに、もうちょっと観光資源として、宿泊税を使うんであれば、市内のレンタカーよりも市外でうきはというのを宣伝するようなものを走らせたほうがもっと効果があるんじゃないかなと個人的には思っております。そこら辺の考え方について再度お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 野鶴議員の御質問です。

今回のレンタカー事業の分につきましては、やはり二次交通の問題というのが以前よりございましたので、まず、そこの解消ということで、今回、このレンタカー事業がありましたので、そことお話をすると中で、こういうものを導入したら市内の二次交通の解消になるのではないかとうところで話を進めてきたところでございます。

この分はレンタカーですので、こちらの気持ちとしては、うきは市内を当然回っていただきたいというところでの導入ではありますが、それをお客さんのほうが市外のほうに出られたりということは当然あるかとは思っております。

今回、市内を観光する周遊策としても、二次交通の解消と併せて、今後こういうところに行ってほしいというようなものをレンタカーのほうに載せるとか、そういうところの取組も併せて進めていきたいとは思っております。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 補足で御説明を申し上げます。恐らくあまり理解をいただけなかつたと思ひますし、私も思ひましたので。

今回、広告料という形でここに記載がありまして、具体的な事業内容については全員協議会でうきはブランド推進課のほうから御説明があつてあるかと思いますので、具体的な事業内容は御承知かと思いますが、4年間で66万円というお金を使って、4年間、軽自動車のレンタカーとして利用できる車を筑後吉井駅に1台配置することができるということでございます。名目として広告料として、うきびーのマークを入れて、うきは市ということを入れてというところに料金を取られているんですが、その広告料を払うことによって事業者さんが4年間、この事業を運営していただけるということですので、ある意味、広告料なんですが、4年間の業務委託料的な部分でこの66万円が市が実質支出をする金額でございます。

ですので、野鶴議員がおっしゃるように、1台の軽自動車がこのまちの中を走ってどれぐらいの効果があるのか、二次交通の解消とまで今説明がありました、解消するとまでは思っていません。少しごらいは便利がよくなるというぐらいの気持ちでいるんですが、そこを4年間で66万円ですので、その費用対効果ですね、4年間で66万円を使って、これが単年で66万円ではございませんので、4年間で66万円で、4年間、筑後吉井駅に1台の軽自動車を置いて、来ていただいて、事前にLINEで予約いただいた方には二次交通として使っていただけるということですので、実際やってみないと分からんんですが、年間にどれぐらいの利用があるかは数字が出れば議員の皆様にも御報告を申し上げながら、使い方について何かお知恵がいただけるようあれば議員の皆様のお知恵もいただきながら工夫を凝らしていきたいと思うんですが、これだけの費用でこういった形で走らせられる。

今、課長の答弁にもありましたように、そもそも論としてタクシー以外に二次交通がない現状もありますので、実際、一回ちょっと走らせてみて、効果が望めるようであれば、2台目はうきは駅の前に置くとか、そういうことも考えられると思いますし、効果が見込めないようであれば改善を検討していく必要があると思っていますが、今回、これはそういった目途で使われるものでございますので、まずはこれまで議会でも取り上げていただいて懸念になっていた駅からの二次交通、観光客の二次交通というところに一石を投じるというような意味合いで、この予算について御審議、御裁可を賜ればありがたく思っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 野鶴議員、3回目。

○議員（7番 野鶴 修君） 3回目です。

今の説明で大体の感じ、イメージは分かりました。一番確認したかったのは、今、市長のほうの答弁でもありましたように、これは4年間は撤退しないと。例えば、1年目であまりにも少ないから撤退するよということじゃないというふうに理解をしていいのか。4年で66万円という

ことであれば、1年15万円程度とか、そういった金額になりますから、それを考えればそれなりに、あればあったほうが便利がいいし、それなりの効果があるのかなと思いますけど、その4年間という—委託じゃないもんですから、そこら辺の仕組みがどうなっているのかというのがちょっと不安に思っております。

それともう一点、JR筑後吉井駅の前に置くということですけど、どの辺に置くのか。例えば、もうそういう協議がきちんとできているのか、そういったところも分かりましたら併せて教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 先ほどの御質問ですが、4年間の運営ということでしていただけるということで確認をしております。

それから、置く場所ですけれども、JR筑後吉井駅の駐車場に1台、場所を確保するところでございます。一応この分はJRと協議済みでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1つは、財源が宿泊税ということなので、例えば、筑後川温泉なり吉井温泉に宿泊する方という形であればかなり理解できるんですけれども、宿泊とは関係なしにオーケーという理解でいいのか。

それから2点目は、先日、天ヶ瀬駅に行ったときが、急行なり特急なりが止まつたら、事業者のバスとか、自家用車で迎えに来てありましたけれども、そういう事業者の自動車との連携とか、その辺は、温泉組合になると思いますが、協議が終わっているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 2点いただきましたが、1点目の宿泊税交付金、もしくは宿泊税交付基金の使い道ということで、これは宿泊された方から宿泊税としていただいたものが原資となつて県から下りてくる交付金でございますが、使い道に関しては宿泊のみならず、観光振興等に広く活用いただける基金という取扱いになっておりますので、今回は観光振興の一環として、観光客の方の二次交通をイメージしてレンタカーを走らせるわけですので、使用目途には全く問題がないものと思っておりますし、あと、筑後川温泉と吉井温泉に特化したというふうにも取れるような御質問だったかと思いますが、議員も御承知のとおり、今、市内にも、以久波さんであるとかFarolitoさんであるとか、あと幾つか、1棟貸しの古民家も大分増えておりますが、今、市内に30棟近くぐらい、温泉も含めて宿泊できる施設がございます。そういうたとこ

ろからも、宿泊料金が一定金額を超えると、というような形で県の宿泊税を取られておりますので、必ずしもこの宿泊税、原資となるものが、筑後川温泉、吉井温泉の宿泊者からいただいている宿泊税のみということではございませんので、広くうきは市内の観光振興に利用いただける使い道であるというふうに考えております。

あと、温泉組合等にはこの車の話はというようなお話をしたが、組合のほうにはこういったものを議会に御提案したいという旨は相談済みと聞いております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2つの質問については大体理解できましたけれども、4年間にわたることだったら、債務負担行為とかという手続は取らなくてよいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） ただいま竹永議員のほうから債務負担行為を組む必要がないかということでございましたが、先ほど担当課長からの説明もありましたとおり、66万円の広告費の支出は今年度のみでございます。

債務負担行為は来年度以降の支出について、市が債務を追う場合に組む形となっておりますので、今回、債務負担行為の設定は必要ないというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） レンタカーで二次交通なので、今まで使っていなかった方を私なりに想定した場合、外国人観光客の方の御利用がある程度の数見込まれるんじゃないかなというふうに思っています。

うきはは交通環境の中では、ほかのところと比べて事故がこれだけ少なかつたりもするので、そんな中で外国人の方のドライバーが増えることも市民目線ではちょっと危惧しているところなんですねけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） レンタカーの外国人の利用ということは大いにあると思います。これは調査をしていないので、みらいづくり公社あたりか、道の駅、うきはの里株式会社あたりが調査をしていただければ実数が取れると思うんですが、今、例えば、道の駅うきはの駐車場に止まっている車が、どれくらいの割合がレンタカーで、そのうちどれくらい外国人の方が運転されているかというような数値を取ってみれば、かなりの頻度でレンタカーを外国人の方が運転されている比率は高いと思います。福岡市内で今、博多駅とか福岡空港からレンタカーを貸し出しているレンタカー事業者さんも、本当に半数と言っていいぐらいの数、もしくはそれ以上の数が外国人の方への対応があるような話を聞いたこともあります。そういう方々が自由に散策する中

で、湯布院とか阿蘇に行く途中に寄られたりするようなケースもあって、私たちが知らないだけでその辺りをしょんしょん外国人の方が運転するレンタカーが通っているような現実ではないかと思っておりますので、このラッピングレンタカーが、特に交通事故であるとか議員が御懸念のような課題を誘発するようなというところまでは想定しておりませんが、そういうことも御意見として今日いただいたということで、今後、運用上何か問題があるようなときには的確に対応したいと考えます。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） こちらのほうに遊びにいらしている韓国人の学生の方とか中国人の学生の方とたまにお話しさせていただくことがあるんですけれども、JRでこっちまで来たほうが、そういう学生さんたちにとってはコスト感が抑えられるので、もしこっちに来たらレンタカーとかで、あれば便利だなというお話を聞いたことがあったんですね。ひょっとしたらそういった、まだ運転に慣れていらっしゃらない学生年代の方とかも活用されるかもしれない、もし導入された場合はそういう辺りの御検討もぜひよろしくお願ひします。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御要望として承りたいと思いますし、今、議員が御指摘いただいたように、朝一番に博多を出る、7時40分ぐらいに出る特急ゆふ号があるんですが、あれでよく朝こっちに帰ってきたりするんですが、乗っている方はほぼ韓国人か、あとは中国人の方とか、そういう海外の方で、本当に乗っていて異国に来たような気持ちになるぐらい周りが外国の方でいっぱいございます。

今、吉井駅で降りてみると、結構——前までは、私ともう一人の地元の方ぐらいしか下りていないような景色だったんですが、朝8時48分ぐらいに着く特急列車で10人ぐらいの方が下りてくるような景色をよく見るようになりました。ですので、今、議員が御指摘のように、学生さんとか、そういう方々とかで電車を利用して御来訪いただくような方も一定増えているんじゃないかなというような肌感覚は持っております。

ですので、レンタカーもそうですし、本年度の予算でお認めをいただきて、今度11月から運用するAI活用型のオンデマンド交通、ああいったものもアプリさえ落とし込んでいただければ御活用いただけるようなものだと思っていますし、海外の方は比較的そういうスマホを使ったことを様々やる、翻訳アプリもそうですし、いろんな形で私たちよりも非常に上手に利用される方もうござりますので、そういうことを複合的に併せて、この二次交通の解消に関してはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） それでは、7款1項の質疑をこれで終わらせていただきます。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願ひいたします。

補正予算書は28ページになります。

10款3項1目学校管理費です。17節備品購入費50万円を計上いたしております。こちらにつきましては、中学校の元保護者様より、お子様の中学校の卒業に伴いまして、吉井中学校に御活用くださいということで、50万円の御寄附をいただいた案件になります。6月補正で歳入のみを計上させていただいておりましたけれども、吉井中学校と協議いたしまして、体育館にあります演台のカバーを購入したいということでございましたので、50万円の備品購入費を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 生涯学習課の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

29ページをお願いいたします。

10款4項2目文化財保護費479万1,000円の増額でございます。増額につきましては、7節緊急発掘調査作業員謝礼でございます。大規模小売店舗建設予定地について、事業所より緊急発掘調査を受託するための増額補正でございます。こちらの発掘調査費につきましては、負担金は全額事業主負担となります。こちらにつきましては、昨年11月に現地調査、試掘調査を行った結果、遺跡が確認されたため、事業者と協議を行い、遺跡、遺構に影響がないように設計変更をする方向で協議しておりましたが、今年度に入りまして事業者が行った地盤調査の結果、地盤が弱く、べた基礎では耐えられないことが判明し、設計変更では、遺跡の保護、保存が困難であるため、緊急発掘調査を行うものでございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 課長、これは場所、どこの文化財かということが私は分からない。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） すみません。場所につきましては、バイパスの、江南校区の岩光の交差点、ファミリーマートがございますが、そちらの東側に、元回転ずしがあったところの東側の田んぼが今度の対象となっております。

遺跡につきましては、生葉北遺跡というところにかかるようになっております。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。10款4項はこれで終わらせていただきます。

歳出のほうを終わりまして、次に歳入についての説明を求めます。財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、歳入について説明をいたします。

予算書の10ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税5億6,255万3,000円の増額補正です。本年度の普通交付税の算定額が50億9,955万3,000円で決定されたことに伴う補正でございます。

なお、補正後の額54億9,955万3,000円は、特別交付税を含む額というふうになっております。

続きまして、11ページでございます。

13款1項2目衛生費分担金181万円の増額補正是、歳出25ページ、4目の簡易給水施設整備工事費の地元地区の分担金でございます。

12ページです。

13款2項1目民生費負担金478万5,000円の減額補正是、第3子以降の3歳未満児の保育料無償化に係る公立保育所と私立保育所の保護者負担金の減額でございます。公立保育所分といたしまして259万8,000円、私立保育所分といたしまして218万7,000円の減額となります。

13ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金272万1,000円の増額補正です。歳出22ページ、12節、戸籍情報システム改修委託料と戸籍振り仮名法制化に係る事務費分が併せて交付されるものでございます。

2目民生費国庫補助金1,641万7,000円の増額補正です。1節社会福祉費補助金のうち、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、歳出23ページ、8目介護保険対策費の地域介護・福祉空間整備等補助金の財源でございます。障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金は、同じく、歳出23ページ、7目障害者対策費の障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料の国庫補助でございます。

2節児童福祉費補助金の離婚前後家庭支援事業費補助金は、歳出24ページ、1目児童福祉総務費に対する国庫補助でございます。

14ページです。

16款2項1目総務費県補助金200万円の増額補正です。歳出20ページ、15目諸費の見守りカメラ設置工事に係る県補助でございます。

2目民生費県補助金406万6,000円の増額補正です。歳出24ページ、5目民間保育所費と6目一般保育所費の財源となります。

4目農林水産業費県補助金4,507万6,000円の増額補正です。畠地化促進事業費補助金と新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金は、歳出26ページ、3目18節、各補助金の財源となります。

8目商工費県補助金576万6,000円の増額補正です。歳出20ページ、7目財政調整基金費の宿泊税交付金基金の財源となるものでございます。

15ページです。

17款1項2目利子及び配当金につきましては、歳出予算でも説明いたしましたように、財政調整基金と振興基金の補正でございます。財政調整基金が40万円の増額、振興基金が40万円の減額補正となります。

16ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金10億82万2,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、財政調整基金10億978万2,000円の減額は、普通交付税や繰越金が増額したことによりまして、財源不足として財政調整基金から繰り入れるようにしておいたものを減額するものでございます。この繰入金の減額によりまして、現時点での本年度予算における財政調整基金からの繰入金は5億56万6,000円というふうになっております。

続きまして、ふるさと創生基金830万円の増額は、歳出20ページ、9目地域活性化推進費の個性あるまちづくり事業費補助金の財源として繰り入れるものでございます。

宿泊税交付金基金66万円の増額は、歳出27ページ、3目観光費の広告料の財源となります。

17ページです。

20款1項1目繰越金4億8,154万8,000円の増額補正です。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

18ページです。

21款5項1目雑入479万1,000円の増額補正是、歳出29ページ、2目文化財保護費の緊急発掘調査作業員謝礼の財源でございます。

19ページでございます。

22款1項市債、10目衛生債350万円の増額補正です。辺地対策事業債の増額となりまして、歳出25ページ、4目環境衛生費の簡易給水施設整備工事費に係る財源でございます。元有、内ヶ原、分田地区の簡易給水施設の工事の財源として活用してまいります。

歳入についての説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 2点お尋ねいたします。

歳入についてですけれども、今回改めて地方交付税と繰越金ということになっています。何を言いたいかといいますと、いわゆる物価高騰対策関係についてです。

今年度、令和7年度のところで6月に一部補正が入りまして、この間、実施しているし、それから、定額減税での追加も含めてされているというのは十分承知しております。ただ一方では、市民の生活の中で、この物価高というのは非常に重要な、生活に大変な状況があるだろうというふうに想定しております。

そこで、市長にお尋ねします。

その辺のところのなかなか国も動きが見えていないという状況の中で、うきは市として全てができるわけではないし、それから、うきは市がそれに対する財源をするのも非常に大変だとは思いますけれども、その辺の今後の考え方があるかどうかというのを1つお尋ねしたいのと、もう一つは、6月に出された物価高騰対策のところについて、たしか国の給付について追加の給付があったと思うんですね。それについては、その予算措置がないんですけども、追加の給付というのはなかったのかどうかというのを確認したい。この2点です。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 国の物価高騰に対する給付金でございますけれども、こちらは各市町村で追加交付がなされております。それにつきましては、一部は6月補正で物価高騰対策のほうに充てさせていただいておるんですけども、まだ全て充てきったわけではございませんので、今回、9月補正では物価高騰対策を上げることはできませんでしたけれども、今後、これから内容のほうを精査いたしまして、400万円ほどまだ交付金のほうは余っておったと思いますので、そちらの分につきましては、また12月、少し時期的には遅くなるかもしれませんけれども、新たな物価高騰対策というのを上げていければなというふうに思っておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、物価高騰対策について御質問と見解を伺われましたのでお答えいたしますが、今、財政課長からもお話がありましたように、国から措置をされるような部分につきましては6月補正の中で皆様にお認めをいただいて、物価高騰対策として幾つか策を講じております。

市民の皆様に一番近い部分、裨益をする部分で申し上げますと、先月8月と今月9月の下水道使用料、また浄化槽の使用料、あと農業排水等の部分、いわゆる下水の部分になろうかと思いま

ですが、2か月分を全額免除しているというところでございまして、まちのほうに出ましても大変助かっているというようなお声をいただいておりますので、議会でお認めをいただいてそういうふた施策をやらせていただいていることを非常にありがたく思っているところでございます。

そうした形で国、県から何かしそういったことに使えるようなお金を確保できれば、また今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、今ある残は400万円程度でございます。これをいかになるべく多くの市民の皆さんに裨益をするかということになると、使い道については少し考えないといけないのかなと。例えば、下水道の部分は御承知のとおり、数千万円単位のお金がかかっているわけでございます。そういうふたことは額が小さいのでできませんので、何が有効に使えることなのかということはしっかりと財政と検討してやっていきたいと思っております。

恐らく議員がおっしゃりたいのは、市の基金だとか単費だとかというところも持ち出した中でも、市独自として何かできないのかというような思いも恐らくあるのではないかというような思いがございます。こうしたところで、何か市民の皆さんに裨益するようなことでできることがあれば、私としても検討は行つていただきたいというふうには思つてはいるんですが、議員が一番、財政の数字にも強いところがございますので、よく御承知だと思いますが、基金残高というような見立てだけでいくと比較的基金があるんではないかというふうに捉えられがちなんですが、議員の皆様も御承知のように、直近で申し上げますと、今、学校の在り方の検討を浮羽町域で行つていただいておりますので、こういったことが一定の方向性が見えて、例えば、学校の校舎を建て替えるというようなことになりますと、数十億円単位のお金がかかってきたり、あと、今回は組坂議員からも御質問いただいたおりましたが、毎年のように川が氾濫をしたり、浸水をしたりというようなこともございますので、少し土木工事関係をやろうと思いますと、これまた億単位のお金がかかってくるというようなこと、また、2年前の令和5年の浸水被害のときには、住家、また作物等、全て含めまして23億8,000万円ほどの被害を受けましたが、あれは国から激甚災害の指定を受けましたので最終的には国から一定の補填はあったものの、まずイの一番に市民の皆さん、事業者の皆さんに対して何らかの支給をするということは、市の単費をもって立て替えるような形でやらなければならない。そのお金を一定持つておかなければならぬというような部分で、この基金というものもそういう性質もございますので、どのぐらいの規模で、どういったことができるのかというのは、今後の物価の状況とかも見て判断をしていきたいと思いますし、このような仕事をしておりますので、国や県に対して、もっと現場はきついんだから、もう少しそうした物価高騰対策に対して使えるお金をいただけませんかというようなお願ひは、今後もしっかりと国や県に対して要望をしていきたいというふうに考えていくところでございます。

あと、途中、今回、どなたかの一般質問でも申し上げましたが、新たな財源の確保も必要だと

思っています。そうした中で、民間の活力を利用したりとか、今回、A I 活用型オンデマンドバスを走らせるわけですが、それにもそれなりのお金がかかっているんですが、今回その中で企画政策課、交通政策係がしっかりと汗をかいていただいて、市内の事業者さんにバス停を設置したりとか広告を出すのをどうかお願いできいかということで、いわゆる民間企業でいえば営業的なことをしっかりとやっていただいて、運営費がそれで丸々足りるようなことはございませんが、数百万円単位のお金を1年間、年間契約ですので、一生懸命集めてきていただいている。また、事業者の皆さんに御理解をいただいているところでございます。

そういうような、今まであまり役所としてやってこなかったような努力であるとか、新たな財源の確保そういったものが今後様々な形で、今、市役所の職員は一生懸命、そういった新たなことができないかということをそれぞれの部署で頑張ってくれている部署もたくさんありますので、そういったところから新たな財源となるようなものが出してくれれば、ぜひその一端を、今日の議員の御意見もいただいたところで、物価高騰対策などに充てていければというふうな思いでおります。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 御説明いただいてありがとうございます。御指摘のとおりです。

正直言って、交付金、新たな交付税が5億円、それから繰越金が4億8,000万円ということです、合わせて10億円を超えるわけです。単純にそのまま財政調整基金に戻すという関係がぱっと見たときに見えるような状態も含めてあったんです。一方では、市民の生活は10月からまた2,000品目近いものが値上がりします。そういう点では、日常生活のところは非常にきゅうきゅうなところがやっぱりあるというふうに、お米の価格も見込みより高いところで安定しているというところも含めてですけれども、あります。

そういう意味では、財政的には非常に厳しいところはあるというふうに思いますけれども、やはり庶民から集めた税金をどうやって平等に配付していくかといったところが、役所の重要な仕事、もちろん返すだけの問題ではなくて、産業としてどう使うかというのも当然大事だと思いますけれども、ぜひその辺を考慮して、市民の暮らし向き、地方自治として考える暮らし向きを考えいただきたいということを改めて要望しておきたいと思います。

それからもう一点、議長、申し訳ないんですけど、先ほど一番最初に予算説明のときに、債務負担行為のところについて質問できなかつたので、その点を1点追加で質問させてもらってよろしいでしょうか。許可があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 一番冒頭やったですね。（「はい」と呼ぶ者あり）認めます。どうぞ。

岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 改めて債務負担行為のところで幾つか、6ページの追加のところ

で、全協のところで資料をいただいている部分も含めてありますので、4か所、下段の学童保育所運営費関係、それと、総合健診関係、それから小学校給食費等のところの4点についてですけれども、以前の債務負担行為のときの金額と今回提案いただいた上限額についてですけれども、その差がどこで生まれているのかを確認したいので、それに合わせた形で、どこの部分、例えば人件費だとか物件費のところが上がっているんだよといったところの内容の明細を資料として提出していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 御質問い合わせまして、この詳細の内容につきましてなんですかとも、これはほとんど人件費が大部分でございます。総合健診等委託、それから、小学校、中学校の給食費等、それから、学童保育所の運営費等も含まれるかと思いますけれども、こちらにつきまして、前回と比較すると全体的に増額になっておりますけれども、こちらの増額の主な要因と申しますのは人件費の高騰部分だというふうに理解しております。

資料につきましては、詳細な人件費部分だったりとか物件費が幾らだったりというふうなところの詳細な資料は今現時点では持ち合わせておりません。またそれぞれの各担当課に聞いてみないと分かりませんけれども、少しその辺確認する時間をいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（権藤 英樹君） 議員御承知のとおり、これは債務負担行為ですので、これから契約をしていくところになりますから、具体的な内容は決まっておりませんが、大体こういう金額というような資料等が何か示せるものがあればお示しをさせていただきたいと思います。（「委員会で議論できれば一番いいんですけどね」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） また詳しいことは委員会で聞いてください。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。それでは、質疑を終わります。

これで議案第62号の質疑を終わります。

全ての補正予算については質疑を終了いたします。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元のタブレットのほうに掲載をされていると思います議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しております
議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時39分散会
